

平成29年1月20日

「新任判事補への期待～裁判について考える～」

東京高等裁判所部総括判事 川神 裕

1 はじめに

2 裁判官に期待されていること

(1) 裁判官として求められる資質

- ① 事務処理能力
- ② 組織運営能力
- ③ 一般的資質及び能力

責任感

廉潔性

志

(2) 国民の求める裁判官像

司法制度改革の中で出された意見

人格的資質

(3) より良い裁判を目指して

誠実さ，やさしさ，人への共感ができる感性

想像力，真相に迫ろうとする意欲

バランス感覚

方向感覚

解決を図ろうとする熱意

勇気

3 裁判官の勉強，自己研さん

(1) O J T

ア 事件を通じて

(ア) 記録に取り組む

(イ) 合議，議論の大切さ

合議を求める際の礼儀

合議体以外の人との議論，意見交換

(ウ) 取り組んだ問題についての資料整理，周辺知識の勉強

イ 共通言語

文章作法

立法のルール

ウ 中村治朗「裁判官の勉強のことなど」（「裁判の世界を生きて」 3

5 7 頁所収）

①常に問題意識を持つこと

②思考を深め，かつ広めること

③自分自身の考えを培うこと

④絶えず裁判の原点に立ち返ること

(2) 研修，外部経験

(3) 振り返り（自省），そして前へ

4 裁判をすることの意義，影響

(1) 裁判の在り方

ア 裁判の目的・役割

イ 裁判の説得性

ウ 現代における民事裁判

(2) 判例の形成過程（調査官経験から見て）

ア 裁判所調査官による調査

イ 判例委員会

判決理由となるべき説示

最高裁三小平成7年2月28日判決(民集49巻2号639頁,
裁判集民事174号489頁)

ウ 判例の読み方

法理判例

場合判例

事例判例

- (3) ハードケース, 政策形成訴訟
時代や社会的背景の変化
- (4) 高裁から見て

5 組織としての裁判所

- (1) チームプレイ, チームワーク
- (2) 書記官等との協働
- (3) 司法行政部門との協働

6 裁判官の生活

- (1) 生きがい
- (2) 趣味, スポーツ, 教養
- (3) 心の余裕

7 終わりに～私の期待

- (1) 裁判所の置かれている状況の認識
- (2) 裁判の在り方を改善したり, 裁判所をより良い組織にしたりするための新たな発想
- (3) 一期一会

○ 選挙人名簿不登録処分に対する異議の申出却下決定取消請求事件

【事件番号】 平成五年(ワ)第一六三号

【裁判月日】 平成七年二月二十八日

【法廷・結果】 第三小法廷判決 棄却

【原 審】 大阪地方裁判所

【参照法条】 憲法一五条一項・九三条二項 地方自治法二一条・一八条 公職選挙法九条二項

○ 判 示 事 項

日本国民たる住民に限り地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有するものとした地方自治法一一条、一八条、公職選挙法九条二項と憲法一五条一項、九三条二項

○ 裁 判 要 旨

日本国民たる住民に限り地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有するものとした地方自治法一一条、一八条、公職選挙法九条二項は、憲法一五条一項、九三条二項に違反しない。

平成五年(初)第一六三号

判
決

平成七年二月二八日判決

平成五年(初)第一六三号

上	上	上	上	上	上	上	上
告	告	告	告	告	告	告	告
人	人	人	人	人	人	人	人

上 告 人
右九名訴訟代理人弁護士

相 馬 達 雄
平 木 純 二 郎
能 瀬 敏 文

大阪市北区扇町二丁目一番二七号

被 上 告 人 大阪市北区選挙管理委員会

右代表者委員長 柴 垣 博 宣

同 生野区勝山南三丁目一番一九号

被 上 告 人 大阪市生野区選挙管理委員会

右代表者委員長 松 林 勉

同 東淀川区豊新二丁目一番四号

被 上 告 人 大阪市東淀川区選挙管理委員会

右代表者委員長 三 好 幸 雄

同 西淀川区御幣島二丁目一番一〇号

被 上 告 人 大阪市西淀川区選挙管理委員会

右代表者委員長 矢 谷 澄

右四名指定代理人 喜 多 剛 久

右当事者間の大阪地方裁判所平成二年行ウ第六九号、第七〇号、第七一号、第七二号、第七四号、第七五号、第七六号、第七七号、第七八号選挙人名簿不登録処分に対する異議の申出却下決定取消請求事件について、同裁判所が平成五年六月二十九日言い渡した判決に対し、上告人らから全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人相馬達雄、同平木純二郎、同能瀬敏文の上告理由について

憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としておりと解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものである。そこで、憲法一五条一項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び一条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法一五条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。そして、地方自治について定める憲法第八章は、九三条二項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに基づく

憲法一五條一項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考え、憲法九三條二項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住居を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その職会の議員等の選挙の権利を保障したものであることとはできない。以上のように解すべきことは、当裁判所大法廷判決(最高裁昭和三十五年(初)第五七九号同年二月十四日判決・民集一四卷一四号三〇三三七頁、最高裁昭和五〇年(初)第一二〇号同五年一月四日判決・民集三三卷七号一三三三頁)の趣旨に徴して明らかである。

このように、憲法九三條二項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第八章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的職務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であつてその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至つたと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的職務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その職会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であつて、このような措置を講じないからこゝで違憲の問題を生ずるものではない。以上のように解すべきことは、当裁判所大法廷判決(前掲昭和三十五年二月十四日判決、最高裁昭和三十七年(初)第九〇〇号同三八年三月二十七日判決・刑集一七卷二二二頁、最高裁昭和四十九年(初)第七五号同五一年四月十四日判決・民集三〇卷三三三頁、最高裁昭和五十四年(初)第六五号同五十八年四月二十七日判決・民集三七卷三三三頁)の趣旨に徴して明らかである。

以上検討したところによれば、地方公共団体の長及びその職会の議員の選挙の権利を日本国民たる住民に限るものとした地方自治法一一条、一八條、公職選挙法九條二項の各規定が憲法一五條一項、九三條二項に違反するものとして違法とすべきは、その

他本件各決定を維持すべきものとした原審の判断に憲法の右各規定の解釈の誤りがあるといふこともできない。所論は、地方自治法一一条、一八條、公職選挙法九條二項の各規定に憲法一四條違反があり、そうでないとしても本件各決定を維持すべきものとした原審の判断に憲法一四條及び右各法令の解釈の誤りがある旨の主張をもしてゐるところ、右主張は、いずれも実質において憲法一五條一項、九三條二項の解釈の誤りをいうに帰するものであつて、右主張に理由がないことは既に述べたとおりである。以上によれば、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができな

よつて、行政事件訴訟法七條、民訴法四〇一條、九五條、八九條、九三條に従ひ、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判官	可	部	恒	雄
裁判官	園	部	逸	夫
裁判官	大	野	正	男
裁判官	千	種	秀	夫
裁判官	尾	崎	行	信

○行政処分取消請求事件

(平成17年(行ヒ)第397号 破棄自判)
同20年9月10日大法廷判決

【上告人】 控訴人 原告 ■■■■■ ほか28名
代理人 渡辺 昭 ほか

【被上告人】 被控訴人 被告 浜松市 代理人 黒木辰芳 ほか

【第1審】 静岡地方裁判所 平成17年4月14日判決

【第2審】 東京高等裁判所 平成17年9月28日判決

○判示事項

市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定と抗告訴訟の対象

○判決要旨

市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

(補足意見及び意見がある。)

【参照】 土地区画整理法(平成17年法律第34号による改正前のもの)52条1項 都道府県又は市町村は、第3条第3項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、その事業計画において定める設計の概要について、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

土地区画整理法6条1項 第4条第1項の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。

同法54条 第6条の規定は、第52条第1項の事業計画について準用する。

行政事件訴訟法3条1項、2項 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。)の取消しを求める訴訟をいう。

○退去強制令書発付処分取消等請求事件

(平成18年(行ツ)第135号 破棄自判)
(同20年6月4日大法院判決)

【上告人】被控訴人 原告 X 代理人 山口元一 ほか

【被上告人】控訴人 被告 国 代理人 貝阿彌 誠 ほか

【第1審】東京地方裁判所 平成17年4月13日判決

【第2審】東京高等裁判所 平成18年2月28日判決

○判示事項

- 1 国籍法3条1項が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子につき、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した（準正のあった）場合に限り日本国籍の取得を認めていることによつて国籍の取得に関する区別を生じさせていることと憲法14条1項
- 2 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子は、日本国籍の取得に関して憲法14条1項に違反する区別を生じさせている、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したという部分（準正要件）を除いた国籍法3条1項所定の国籍取得の要件が満たされるときは、日本国籍を取得するか

○判決要旨

- 1 国籍法3条1項が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した（準正のあった）場合に限り届出による日本国籍の取得を認めていることによつて、認知されたにとどまる子と準正のあった子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、遅くとも上告人が国籍取得届を提出した平成15年当時において、憲法14条1項に違反して

いたものである。

- 2 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後、父から認知された子は、国籍法3条1項所定の国籍取得の要件のうち、日本国籍の取得に関して憲法14条1項に違反する区別を生じさせている部分、すなわち父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したという部分（準正要件）を除いた要件が満たされるときは、国籍法3条1項に基づいて日本国籍を取得する。

（1, 2につき補足意見、意見及び反対意見がある。）

【参照】（1, 2につき）憲法10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

同法14条1項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

国籍法3条1項 父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で20歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

（1につき）国籍法2条1号 子は、次の場合には、日本国民とする。

一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。

（2につき）憲法81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

○ 主 文

原判決を破棄する。

被上告人の控訴を棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

○ 理 由

上告代理人山口元一の上告理由第1ないし第3について

1 事案の概要

LLI/DB 判例秘書

【判例番号】 L05310008

通行地役権設定登記手続等請求事件

【事件番号】 最高裁判所第2小法廷判決／平成9年（オ）第966号

【判決日付】 平成10年2月13日

【判示事項】 設定登記のされていない通行地役権について承役地の譲受人が登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者に当たらないと解すべき場合

【判決要旨】 通行地役権の承役地が譲渡された場合において、譲渡の時に、右承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、譲受人がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、譲受人は、通行地役権が設定されていることを知らなかったとしても、特段の事情がない限り、地役権設定登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有する第三者に当たらない。

【参照条文】 民法177

民法280

【掲載誌】 最高裁判所民事判例集52巻1号65頁

裁判所時報1213号38頁

判例タイムズ969号119頁

金融・商事判例1046号33頁

判例時報1633号74頁

金融法務事情1514号61頁

【評釈論文】 ジュリスト1134号112頁

ジュリスト臨時増刊1157号63頁

判例評論477号32頁

法学教室215号110頁

法学教室222号別冊付録14頁

法曹時報50巻12号220頁

法律時報別冊私法判例リマークス18号22頁

民商法雑誌119巻3号103頁

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人宮國英男の上告理由について

一 通行地役権（通行を目的とする地役権）の承役地が譲渡された場合において、譲渡の時に、右承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、譲受人がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、譲受人は、通行地役権が設定されていることを知らなかったとしても、特段の事情がない限り、地役権設定

登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有する第三者に当たらないと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

(一) 登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有しない者は、民法一七七条にいう「第三者」（登記をしなければ物権の得喪又は変更を対抗することのできない第三者）に当たるものではなく、当該第三者に、不動産登記法四条又は五条に規定する事由のある場合のほか、登記の欠缺を主張することが信義に反すると認められる事由がある場合には、当該第三者は、登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有する第三者に当たらない。

(二) 通行地役権の承役地が譲渡された時に、右承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、譲受人がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、譲受人は、要役地の所有者が承役地について通行地役権その他の何らかの通行権を有していることを容易に推認することができ、また、要役地の所有者に照会するなどして通行権の有無、内容を容易に調査することができる。したがって、右の譲受人は、通行地役権が設定されていることを知らないで承役地を譲り受けた場合であっても、何らかの通行権の負担のあるものとしてこれを譲り受けたものというべきであって、右の譲受人が地役権者に対して地役権設定登記の欠缺を主張することは、通常は信義に反するものというべきである。ただし、例えば、承役地の譲受人が通路としての使用は無権原でされているものと認識しており、かつ、そのように認識するについては地役権者の言動がその原因の一半を成しているといった特段の事情がある場合には、地役権設定登記の欠缺を主張することが信義に反するものということとはできない。

(三) したがって、右の譲受人は、特段の事情がない限り、地役権設定登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有する第三者に当たらないものというべきである。なお、このように解するのは、右の譲受人がいわゆる背信的悪意者であることを理由とするものではないから、右の譲受人が承役地を譲り受けた時に地役権の設定されていることを知っていたことを要するものではない。

二 これを本件について見ると、原審が適法に確定したところによれば、(1) 分筆前の沖縄県島尻郡 a 町字 b 三六〇四番一の土地を所有していた A は、昭和四六年ころ、これを六区画の宅地及び東西三区画ずつの中央を南北に貫く幅員約四メートルの通路として造成した、(2) 右通路は、その北端で、右分筆前の土地の北側に接して東西方向に通る公道に通じている、(3) 右分筆前の土地の西側に接して南北方向に通る里道があるが、その有効幅員は一メートルにも満たない、(4) A は、昭和四九年九月、右六区画のうち西側中央の三六〇四番八の土地（第一審判決別紙物件目録二記載の土地）を被上告人に売り渡し、その際、A と被上告人は、黙示的に、右通路部分の北側半分に相当する本件係争地に要役地を三六〇四番八の土地とする無償かつ無期限の通行地役権を設定することを合意した、(5) 被上告人は、以後、本件係争地を三六〇四番八の土地のための通路として継続的に使用している、(6) A は、昭和五〇年一月ころ、右六区画のうち東側中央、南東側及び南西側の三区画並びに右通路部分を B に売り渡し、これらの土地は、その後分合筆を経て昭和五九年一〇月に三六〇四番五の土地（第一審判決別紙物件目録一記載の土地）となった、(7) A と B は、右売買の際に、黙示的に、B が A から右通行地役権の設定者の地位を承継することを合意した、(8) B は、右売買後直ちに、本件係争地を除いた部分に自宅を建築し、本件係争地については、アスファルト舗装をし、その東端と西端に排水溝を設けるなどして、自宅から右公道に出入りするための通路とした、(9) 被上告人は、昭和五八年、三六〇四番八の土地に、東側に駐車スペースを設け、玄関が北東寄りにある自宅を建築し、本件係争地を自動車又は徒歩で通行して右公道に出入りしていたが、B がこれに異議を述べたことはなかった、

(10) B は、平成三年七月、三六〇四番五の土地を上告人に売り渡したが、上告人が B から右通行地役権の設定者の地位を承継すると合意はされていない、(11) しか

し、上告人は、三六〇四番五の土地を買い受けるに際し、現に被上告人が本件係争地を通路として利用していることを認識していたが、被上告人に対して本件係争地の通行権の有無について確認することはしなかったというのである。

そうすると、三六〇四番八の土地を要役地、本件係争地を承役地とする通行地役権が設定されていたものであるところ、上告人が本件係争地を譲り受けた時に、本件係争地が三六〇四番八の土地の所有者である被上告人によって継続的に通路として使用されていたことはその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、上告人はそのことを認識していたものといえる。そして、本件においては前記特段の事情があることはいかかわれないから、上告人は、右通行地役権について、これが設定されていることを知らなかったとしても、地役権設定登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者に当たらないものと解すべきである。

三 したがって、原審が上告人を背信的悪意者であるとしたことは、措辞適切を欠くものといわざるを得ないが、上告人が被上告人の通行地役権について地役権設定登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者に当たらないとした原審の判断は、結論において是認することができる。論旨は、原判決の結論に影響のない事項についての違法をいうに帰するものであって、採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大西勝也
裁判官	根岸重治
裁判官	河合伸一
裁判官	福田 博